令　和　7　年　度

宝　塚　市　一般会計
特別会計　補　正　予　算　書

（2）

宝　　塚　　市

令和７年度

宝塚市一般会計補正予算

（第２号）

議案第４８号

令和７年度宝塚市一般会計補正予算（第２号）

令和７年度宝塚市の一般会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ709,069千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94,824,404千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和７年（２０２５年）５月１６日提出

宝塚市長　森　臨太郎

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
16 国庫支出金		18,256,726	640,834	18,897,560
	2 国庫補助金	3,475,948	640,834	4,116,782
17 県支出金		6,922,782	4,511	6,927,293
	2 県補助金	1,166,372	4,511	1,170,883
19 寄附金		923,828	2,100	925,928
	1 寄附金	923,828	2,100	925,928
20 繰入金		3,034,159	△119,495	2,914,664
	1 繰入金	3,034,159	△119,495	2,914,664
22 諸収入		2,817,913	8,281	2,826,194
	5 雑入	2,434,251	8,281	2,442,532
23 市債		7,936,900	△1,245,300	6,691,600
	1 市債	7,936,900	△1,245,300	6,691,600
歳　入　合　計		95,533,473	△709,069	94,824,404

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		481,669	△10,330	471,339
	1 議会費	481,669	△10,330	471,339
2 総務費		10,085,161	△79,135	10,006,026
	1 総務管理費	7,413,620	△79,135	7,334,485
3 民生費		43,648,124	1,359,368	45,007,492
	1 社会福祉費	12,899,021	1,371,734	14,270,755
	2 老人福祉費	8,236,225	2,560	8,238,785
	3 児童福祉費	17,346,123	2,530	17,348,653
	4 生活保護費	5,165,513	△17,456	5,148,057
4 衛生費		10,805,141	8,819	10,813,960
	1 保健衛生費	5,554,256	8,819	5,563,075
	2 清掃費	5,250,885	0	5,250,885
5 労働費		57,380	0	57,380
	1 労働諸費	57,380	0	57,380
6 農林業費		338,295	1,000	339,295
	1 農林業費	282,458	1,000	283,458
7 商工費		326,752	3,350	330,102
	1 商工費	326,752	3,350	330,102
8 土木費		6,496,706	147,974	6,644,680
	2 道路橋りょう費	2,208,028	139,974	2,348,002
	3 河川費	167,729	6,500	174,229
	4 都市計画費	3,254,823	1,500	3,256,323
9 消防費		2,726,672	15,130	2,741,802
	1 消防費	2,726,672	15,130	2,741,802
10 教育費		13,233,292	△2,155,245	11,078,047
	1 教育総務費	3,152,857	27,339	3,180,196

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	2 小学校費	3,721,151	△1,418,820	2,302,331
	3 中学校費	1,908,082	△583,850	1,324,232
	4 特別支援学校費	303,174	△187,500	115,674
	6 社会教育費	1,261,605	7,586	1,269,191
歳　出　合　計		95,533,473	△709,069	94,824,404

第２表　繰越明許費

（単位　千円）

款	項	事　　業　　名	金　　額
8　　土木費	2　　道路橋りょう費	道路維持事業	150,000

第３表　債務負担行為補正

追　加　　（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
花屋敷グラウンド周辺整備用地買収費	令和8年度	70,000
公共施設（建築物）包括管理業務委託料	令和8年度～令和12年度	2,692,603
障碍(がい)者施策長期推進計画及び障害福祉計画等策定業務委託料	令和8年度	5,310
都市計画道路荒地西山線（千種工区）設計等業務委託料	令和8年度	31,000
道路補修等作業用車両購入費	令和8年度	6,302
財務会計システム改修手数料	令和8年度	2,310

第４表　地方債補正

変　　更

（単位：千円）

起　債　の　目　的	補　正　前				補　正　後			
	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
道路橋りょう整備事業債	607,100	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入れの日の翌日から据置期間を含め、30年以内に半年賦元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更があるときは、これに従うことができる。ただし、財政の都合により繰上償還を行い、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができる。	722,100	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入れの日の翌日から据置期間を含め、30年以内に半年賦元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更があるときは、これに従うことができる。ただし、財政の都合により繰上償還を行い、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができる。
河川整備事業債	36,300				41,800			
公園整備事業債	258,000				258,900			
防災施設整備事業債	50,100				55,000			
小学校施設整備事業債	2,120,500				1,259,700			
中学校施設整備事業債	1,085,100				716,700			
特別支援学校施設整備事業債	143,200				15,800			
公民館整備事業債	294,000				279,000			

令和７年度

宝塚市特別会計

国民健康保険事業費補正予算

（第１号）

議案第４９号

令和７年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第１号）

令和７年度宝塚市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,564千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,396,936千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年（２０２５年）５月１６日提出

宝塚市長　森　臨太郎

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
7 繰入金		2,073,713	△1,564	2,072,149
	1 繰入金	2,073,713	△1,564	2,072,149
歳　入　合　計		21,398,500	△1,564	21,396,936

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　総務費		463,359	△1,564	461,795
	1　総務管理費	377,239	△1,564	375,675
歳　　出　　合　　計		21,398,500	△1,564	21,396,936

令和７年度

宝塚市特別会計

国民健康保険診療施設費補正予算

（第１号）

議案第５０号

令和７年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第１号）

令和７年度宝塚市の特別会計国民健康保険診療施設費の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

令和７年（２０２５年）５月１６日提出

宝塚市長　森　臨太郎

第１表　債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
公共施設（建築物）包括管理業務委託料	令和8年度～令和12年度	8,560

令和７年度

宝塚市特別会計

介護保険事業費補正予算

（第１号）

議案第５１号

令和７年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第１号）

令和７年度宝塚市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ482千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,965,918千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年（２０２５年）５月１６日提出

宝塚市長　森　臨太郎

第 1 表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
7 繰入金		4,024,852	△482	4,024,370
	1 一般会計繰入金	3,680,587	△482	3,680,105
歳　入　合　計		23,966,400	△482	23,965,918

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　総務費		499,243	△482	498,761
	1　総務管理費	267,936	△482	267,454
歳　　出　　合　　計		23,966,400	△482	23,965,918

令和７年度

宝塚市特別会計

後期高齢者医療事業費補正予算

（第１号）

議案第５２号

令和７年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第１号）

令和７年度宝塚市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,588,120千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年（２０２５年）５月１６日提出

宝塚市長　森　臨太郎

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 繰入金		879,725	△180	879,545
	1 一般会計繰入金	879,724	△180	879,544
歳　　入　　合　　計		5,588,300	△180	5,588,120

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　総務費		213,333	△180	213,153
	1　総務管理費	169,402	△180	169,222
歳　　出　　合　　計		5,588,300	△180	5,588,120

令和７年度

宝塚市特別会計

宝塚市営霊園事業費補正予算

（第１号）

議案５３号

令和７年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費補正予算（第１号）

令和７年度宝塚市の特別会計宝塚市営霊園事業費の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

令和７年（２０２５年）５月１６日提出

宝塚市長　森　臨太郎

第１表　債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
公共施設（建築物）包括管理業務委託料	令和8年度～令和12年度	17,221